

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年11月30日（平成28年（行個）諮問第175号）

答申日：平成30年6月14日（平成30年度（行個）答申第45号）

事件名：特定の研究開発に関する本人に係る保有個人情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年度予算戦略的基盤技術高度化支援事業「特定開発」に関し、元となった平成23年度補正予算戦略的基盤技術高度化支援事業に提案された特定研究に関する提案書作成に関わり、特定年月日1から特定年月日2までの間取締役であった請求者が知り得る保有個人情報一切」並びに「特定年月日3以降特定個人X及び同Yに送信した研究不正の相談に係る申請者の電子メール及びその返信の電子メール、特定年月日7付けの特定法人A宛ての通知書に特定年月日4、特定年月日5及び特定年月日6付けの請求者の電子メールが添付されていた経緯に係る保有個人情報並びにこれらの対応に係る保有個人情報」（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書18（以下、順に「文書1」ないし「文書18」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月26日付け20160524北海道第8号より北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件は、北海道経済産業局（以下「経産局」という。）所管の事業、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度 ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」における研究不正において、経産局がした、平成25年度戦略的基盤技術高度化支援事業提案書及び審査請求人の研究不正の告発に関する電子メールの一部の情報の不開示（原処分）に対する審査請求である。

(2) 平成25年度戦略的基盤技術高度化支援事業提案書及び審査請求人の研究不正の告発に関する電子メールの一部の情報の不開示（原処分）

審査請求人は、特定年月日3より、経産局に対し、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」に関する研究不正の相談を行っていた（文書2）が、経産局の特定個人Yは、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の管理法人である特定法人Dの関係者及び経済産業省の特定職員に、特定年月日5及び特定年月日6付けの審査請求人の電子メールの全文を審査請求人に無断で送信した（文書16）。その結果、特定年月日7付けの特定法人Bから特定法人A宛ての通知書にこれらの電子メールが添付され、営業妨害などと称し法的手段を講じるなどという文言が記載された。

平成19年12月26日付け「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（以下「指針」という。）によれば、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底するとあるが、調査関係者ではない経産局の職員と思われる関係者、特定法人Dの関係者及び特定法人Aの関係者に漏えいしているの、指針が守られていないことは明らかである。また、研究不正を正すため提供された審査請求人の個人情報、「何が不正なのかもよく分かりませんが、サポイン事業が滞ることを危惧しております。」などとサポイン事業の維持などの目的のために審査請求人の意に反して提供されているのであるから（文書16）、法8条にも違反していることは明らかである。また、経済産業省個人情報保護管理規程（以下「管理規程」という。）によれば、「個人情報保護管理者は、前項の規定により職員から報告を受けたときは、速やかに副総括個人情報保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。」（37条2項）とされているが、経産局からは未だに措置どころか謝罪すらない。関連法令に基づき、個人情報の漏えいの実態調査（管理規程37条3項）、漏えいに関与した関係者の処分、漏えいを受けた第三者に対する説明、再発防止等の措置（管理規程38条）を行わなければならない。

本件は、審査請求人により全面開示を求められたが、経産局はこれを拒絶し、平成27年3月11日に情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問（平成27年度（行個）諮問第41号）され、平成28年3月7日に答申（平成27年度（行個）答申第136

号)を受けた。その答申によれば、「対象となる保有個人情報の特定を行わずに、一部開示した決定については、違法なものであり、取り消すべきである。」とあり、経産局は前処分を取り消し、改めて原処分を行ったが、保有個人情報の特定及び正当な理由のない不開示部分が存在するので、全ての保有個人情報を特定し、その全部を開示するよう求めるものである。

平成25年度戦略的基盤技術高度化支援事業提案書に関しては、経産局は法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イを理由に特定法人Cに関する情報を不開示としたが、別件保有個人情報開示決定において特定した別件文書の本調査を行わない決定通知に記載のとおり、審査請求人は特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Cの取締役であったから、その間の当該法人の情報も審査請求人が知り得る個人情報である。

経産局は、上記別件文書の本調査を行わない決定通知と相反する理由で不開示を正当化することは許されない。

また、審査請求人の研究不正の告発に関する電子メールに関する保有個人情報では、特定個人Yからの送信先の一部が不開示になっている上、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び「平成25年度 ものづくり中小企業連携支援事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の委託契約先で管理法人である特定法人Dから特定法人Bへ漏えいした経緯に関する個人情報が特定すらされていない。被害者である審査請求人は、漏えい及び架空請求に関与した関係者に対する法的な措置を取る権利があるので、管理規程記載の調査権限(37条3項)を行使し、漏えいの全ての経緯や送信者等の情報を特定し、開示しなければならない(法14条2項ただし書口)。また、経産局の明らかな個人情報の漏えいに関して、管理規程37条3項及び38条に基づく処分に関する保有個人情報が一切特定されておらず、これらも全て特定すべきである。

漏えいの経緯に関する情報を全て特定し、開示しない場合は、法42条に基づき、速やかに審査会に諮問しなければならない。また、前処分に関し、違法な処分により個人情報の開示を拒絶し、審査請求人の架空請求や名譽棄損などの損害の法的な解決を妨害した経産局の役職員への厳しい処分も合わせて求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成26年8月12日付けで、法13条1項に基づき、北海道経済産業局長(処分庁)に対し、平成25年度予算戦略的基盤技

術高度化支援事業「特定開発」に関し、元となった平成23年度補正予算戦略的基盤技術高度化支援事業に提案された特定研究に関する提案書作成に関わり、特定年月日1から特定年月日2までの間取締役であった請求者が知り得る保有個人情報一切（請求①）、特定年月日3以降特定個人X及び同Yに送信した研究不正の相談に係る申請者の電子メール及びその返信の電子メール、特定年月日7付けの特定法人A宛ての通知書に特定年月日4、特定年月日5及び特定年月日6付けの請求者の電子メールが添付されていた経緯に係る保有個人情報、並びに、これらの対応に係る保有個人情報一切（請求②）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は平成26年8月12日付けでこれを受理した。

- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、下記2のとおり対象となる保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、平成26年10月14日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20140812北海道第26号）により、下記3のとおり、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定（以下「前回処分」という。）を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）4条1項の規定に基づき、平成26年12月9日付けで、経済産業大臣（諮問庁）に対して、前回処分を取消し、審査請求人が知り得ない保有個人情報以外の部分の開示（請求①）、不開示とした部分の全部の開示及び処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示（請求②）を求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求を受け、諮問庁において、前回処分の妥当性について慎重に審査したところ、前回審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で前回審査請求を棄却することにつき、平成27年3月11日付けで、審査会に諮問を行った。
- (5) これに対して、審査会から、平成28年3月7日付けで、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書において、下記3の「対象文書等」欄のとおり、行政文書の具体的な名称が記載されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書の記載から処分の内容が把握できないことから、前回処分を取り消すべきとの答申があった。
- (6) 諮問庁は上記（5）の答申を受け、平成28年5月6日付けで原処分を取り消す裁決を行い、処分庁は、同月26日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160524北海道第8号）により、下記4のとおり、行政文書の具体的な名称を記載の上で、法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示

をする旨の決定（原処分）を行った。

- (7) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）4条1項の規定に基づき、平成28年9月1日付けで、諮問庁に対して、原処分を取消し、全ての保有個人情報を特定し、正当な理由のない不開示の部分の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (8) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性について慎重に審査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件開示請求において特定される本件対象保有個人情報は、平成25年度予算戦略的基盤技術高度化支援事業「特定開発」の元となった平成23年度補正予算戦略的基盤技術高度化支援事業に提案された特定研究に関し、開示請求者である審査請求人が、当該提案書の作成に関わったこと及び特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Cの取締役であったことをもって知り得る保有個人情報一切（請求①）、（イ）特定年月日3以降、開示請求者である審査請求人が、研究不正の相談に関して経産局の職員2名（特定個人X、特定個人Y）に送信した電子メール及びその返信の電子メール、（ロ）「特定法人B」から特定法人Aへの通知書（特定年月日7付け）に、審査請求人が「特定法人」に送信した電子メール1件（特定年月日4付け）及び北海道経済産業局に送信した電子メール2件（特定年月日5付け及び特定年月日6付け）が添付されていた経緯に係る保有個人情報、（ハ）これらの対応に係る保有個人情報一切（請求②）である。詳細は次のとおりである。

（請求①）文書1 戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書

（請求②）文書2 メール（件名：「ご相談」、送信日時：特定日時1）

文書3 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時2）

文書4 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時3）

文書5 メール（件名：「RE：ご相談」、送信日時：徳地日時4）

文書6 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時5）

文書7 メール（件名：「RE：ご相談」、送信日時：特定日時6）

- 文書 8 メール（件名：「RE：ご相談」，送信日時：特定日時 7）
- 文書 9 メール（件名：「特定課特定個人 Y と申します。」，送信日時：特定日時 8）
- 文書 10 メール（件名：「Re：北海道経済産業局バイオ産業課 特定個人 Y と申します。」，送信日時：特定日時 9）
- 文書 11 メール（件名：「特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 10）
- 文書 12 メール（件名：「RE：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 11）
- 文書 13 メール（件名：「Re：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 12）
- 文書 14 メール（件名：「Re：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 13）
- 文書 15 メール（件名：「Re：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 14）
- 文書 16 メール（件名：「FW：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 15）
- 文書 17 メール（件名：「Re：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 16）
- 文書 18 メール（件名：「FW：特定法人 B」への対応について」，送信日時：特定日時 17）

3 前回処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、法 18 条 1 項の規定により、本件対象保有個人情報のうち別表 1 に掲げる部分を不開示とし、それ以外の部分を開示する旨の決定を行った。

4 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象保有個人情報を別表 2 のとおり特定し、法 18 条 1 項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定を行った。

5 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件開示請求に対し、平成 28 年 5 月 26 日付け「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（20160524 北海道第 8 号）をもって処分庁が行った原処分について、開示請求者である審査請求人が、原処分を取り消し、正当な理由のない不開示部分の開示（請求①）、全ての本件対象保有個人情報の特定及びその全部の開示（請求②）を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、正当な理由のない不開示部分の開示（請求①），全ての本件対象保有個人情報の特定及びその全部の開示（請求②）を求める主な理由は以下のとおりである。

ア 請求①部分について

戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書（文書1）に関しては、処分庁は法人に関する情報であって開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イを理由に特定法人Cに関する情報を不開示としたが、特定告発状に記載のとおり、審査請求人は特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Cの取締役であったから、その間の当該法人の情報も審査請求人が知り得る保有個人情報である。

イ 請求②部分について

審査請求人の研究不正の告発に関する電子メールに関する保有個人情報では、特定個人Yからの送信先の一部が不開示となっている上、「平成22年度補正予算 地域イノベーション創出研究開発事業」及び平成25年度予算戦略的基盤技術高度化支援事業「特定開発」の委託契約先で管理法人である特定法人Dから特定法人Bへ漏えいした経緯に関する個人情報が特定すらされていない。被害者である審査請求人は、漏えい及び架空請求に関与した関係者に対する法的な措置を取る権利があるので、管理規程記載の調査権限（37条3項）を行使し、漏えいの全ての経緯や送信者等の情報を特定し、開示しなければならない（法14条2項ただし書口）。また、経産局の明らかな個人情報の漏えいに関して、管理規程37条3項及び同38条に基づく処分に関する保有個人情報が一切特定されておらず、これらも全て特定すべきである。

6 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、正当な理由のない不開示部分の開示（請求①），全ての本件対象保有個人情報の特定及びその全部の開示（請求②）を求めているので、以下、それぞれの部分の原処分の妥当性について検討する。

(1) 請求①部分について

審査請求人は、特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Cの取締役であったことをもって知り得る保有個人情報は、審査請求人が知り得る保有個人情報であると主張している。

このことについて、処分庁は、審査請求人が特定年月日1から特定年月日2までの間、特定法人Cの取締役であったことをもって、本件対象保有個人情報のうち、一般に公にすることができる情報及び本件開示請

求者本人に関する情報以外の部分について、具体的にどの部分が審査請求人の知り得る情報であるかを正確に特定することができないものであり、法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とした原処分は妥当である。

(2) 請求②部分について

審査請求人は、文書16、文書18の不開示部分（送信先の一部）を開示すべき旨を主張している。

当該部分は、審査請求人である開示請求者以外の氏名及び電子メールアドレスであって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、法14条2号に該当し同条同号イないしハに該当する事情も認められないため、不開示とした原処分は妥当である。

また、審査請求人は、「地域イノベーション創出研究開発事業（平成22年度補正予算）」及び戦略的基盤技術高度化支援事業（平成25年度予算）の委託契約先で管理法人である特定法人Dから特定法人Bへ漏えいした経緯に関する全ての保有個人情報を特定・開示すべき旨を主張している。

このことについて、処分庁に改めて確認を行ったところ、処分庁は、本件開示請求があった時点において、当該事業の委託契約先で管理法人である特定法人Dから特定法人Bへ漏えいした経緯及び処分に関する情報は一切保有しておらず、本件開示請求（請求②部分）を受けて特定された本件対象保有個人情報は文書2から文書18が全てであり、これらを本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

また、平成28年3月7日付けで審査会が行った前回処分を取り消すべきとの答申は、保有個人情報開示決定通知書に行政文書の具体的な名称が記載されておらず、本件開示請求に係る保有個人情報開示決定通知書の記載から処分の内容が把握できないことについて答申されたものであり、行政文書の具体的な名称を記載の上で、前回処分と同様に法14条各号の不開示情報に該当する部分を除き、保有個人情報の開示をする旨の決定を行った原処分は妥当である。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月12日 審議

- ④ 平成30年4月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年5月11日 審議
- ⑥ 同月28日 審議
- ⑦ 同年6月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙に掲げる文書1ないし文書18に記録された保有個人情報を特定し、その一部について、法14条2号及び3号イに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外にも特定すべき保有個人情報が存在するはずであると主張するとともに、文書1、文書16及び文書18の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の特定の妥当性、保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報の保有の有無について、審査請求人は、①「特定法人Dから特定法人Bに審査請求人の告発に関する電子メールが漏えいした経緯に関する審査請求人の個人情報」及び②「経産局職員が同電子メールを漏えいさせたことに関して、管理規程37条3項及び38条に基づく処分をしたことに関する審査請求人の保有個人情報」についても特定すべきである旨を主張していると解されることから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 処分庁においては、審査請求人のいう、特定法人Dから特定法人Bに審査請求人の個人情報が漏えいした事実は承知しておらず、当該漏えいの経緯に係る文書は作成も取得もしていない。

また、審査請求人が主張するような、特定法人Dへの「個人情報の漏えい」に係る職員の処分を行った事実はなく、かかる処分に関する文書は作成も取得もしていない。

イ したがって、経産局においては、別紙に掲げる18文書以外には、本件請求保有個人情報が記録された文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

ウ 本件開示請求を受け、念のため処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、

本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報が記録された文書の存在は確認できなかった。

- (2) 処分庁において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報が記録された文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明が特段不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経産局において本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 保有個人情報該当性について

当審査会において、文書1の不開示部分を確認したところ、当該不開示部分には、審査請求人以外の特定個人の氏名等の個人識別情報や特定開発に係る提案内容等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分には、審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる記述は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人個人を識別することができる記述も認められない。

したがって、文書1の不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないことから、不開示としたことは結論において妥当である。

4 不開示情報該当性について

- (1) 文書16及び文書18の不開示部分には、審査請求人以外の特定個人の姓及びメールアドレスが記載されている。

- (2) 当該不開示部分は、いずれも法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、個人識別部分に該当すると認められることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、経産局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは

認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、文書16及び文書18の不開示部分は、同条2号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、文書1の不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 戦略的基盤技術高度化支援事業 提案書
- 文書 2 メール（件名：「ご相談」、送信日時：特定日時 1）
- 文書 3 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時 2）
- 文書 4 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時 3）
- 文書 5 メール（件名：「RE：ご相談」、送信日時：特定日時 4）
- 文書 6 メール（件名：「Re：ご相談」、送信日時：特定日時 5）
- 文書 7 メール（件名：「RE：ご相談」、送信日時：特定日時 6）
- 文書 8 メール（件名：「RE：ご相談」、送信日時：特定日時 7）
- 文書 9 メール（件名：「北海道経済産業局バイオ産業課 特定個人 Y と申
します。」、送信日時：特定日時 8）
- 文書 10 メール（件名：「Re：北海道経済産業局バイオ産業課 特定個人
Y と申します。」、送信日時：特定日時 9）
- 文書 11 メール（件名：「特定法人 B への対応について」、送信日時：特定
日時 10）
- 文書 12 メール（件名：「RE：「特定法人 B への対応について」、送信日
時：特定日時 11）
- 文書 13 メール（件名：「Re：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 12）
- 文書 14 メール（件名：「Re：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 13）
- 文書 15 メール（件名：「Re：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 14）
- 文書 16 メール（件名：「FW：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 15）
- 文書 17 メール（件名：「Re：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 16）
- 文書 18 メール（件名：「FW：「特定法人 B」への対応について」、送信
日時：特定日時 17）

別表 1

対象文書等	不開示とした部分	不開示とした理由 (該当条文：法 14 条)
文書 1 戦略的基盤技術 高度化支援事業 提案書	開示請求者以外の個人の氏名，役職，連絡先，学位，経歴，研究者番号	開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
	法人の印影，主な出資者，財務状況，財務状況説明，アドバイザー，研究開発の内容・スケジュール・事業化計画	法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法 14 条 3 号イに該当するため不開示とした。
文書 16 メール（件名：「FW：「特定法人名」への対応について」，送信日時：特定日時 15）	開示請求者以外の氏名，メールアドレス（法 14 条 2 号ハに該当するものを除く。）	開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
文書 18 メール（件名：「FW：「特定法人名」への対応について」，送信日時：特定日時 17）	開示請求者以外の氏名，メールアドレス（法 14 条 2 号ハに該当するものを除く。）	開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 14 条 2 号に該当するため不開示とした。
特定法人 A 宛の通知書に添付されていた，特定年月日 4 の開示請求者の電子メール		該当する電子メールは，当局関係者は受信しておらず，保有していない。

別表 2

開示する保有個人情報	不開示とした部分とその理由
<p>文書 1 戦略的基盤技術高度化支援事業提案書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分 開示請求者以外の個人の氏名，役職，連絡先，学位，経歴，研究者番号 ・ 不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法 1 4 条 2 号に該当するため不開示とした。 ・ 不開示とした部分 法人の印影，主な出資者，財務状況，財務状況説明，アドバイザー，研究開発の内容・スケジュール・事業化計画 ・ 不開示とした理由 法人に関する情報であって，開示することにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法 1 4 条 3 号イに該当するため不開示とした。
<p>文書 2 メール（件名：「ご相談」，送信日時：特定日時 1）</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書 3 メール（件名：「Re：ご相談」，送信日時：特定日時 2）</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書 4 メール（件名：「Re：ご相談」，送信日時：特定日時 3）</p>	<p>無し（全部開示）</p>
<p>文書 5 メール（件名：「RE：ご相談」，送信日時：特定日時 4）</p>	<p>無し（全部開示）</p>

<p>文書 6 メール（件名：「R e : ご相談」，送信日時：特 定日時 5）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 7 メール（件名：「R E : ご相談」，送信日時：特 定日時 6）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 8 メール（件名：「R E : ご相談」，送信日時：特 定日時 7）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 9 メール（件名：「北海道 経済産業局バイオ産業課 特定個人 Y と申しま す。」，送信日時：特定 日時 8）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 1 0 メール（件名：「R e : 北海道経済産業局バイオ 産業課 特定個人 Y と申 します。」，送信日時： 特定日時 9）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 1 1 メール（件名：「特定法 人 B への対応につ いて」，送信日時：特定日 時 1 0）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 1 2 メール（件名：「R E : 特定法人 B への対応につ いて」，送信日時：特定 日時 1 1）</p>	無し（全部開示）
<p>文書 1 3 メール（件名：「R e : 特定法人 B への対応につ</p>	無し（全部開示）

いて」，送信日時：特定日時12)	
文書14 メール（件名：「Re：特定法人Bへの対応について」，送信日時：特定日時13)	無し（全部開示）
文書15 メール（件名：「Re：特定法人Bへの対応について」，送信日時：特定日時14)	無し（全部開示）
文書16 メール（件名：「FW：特定法人Bへの対応について」，送信日時：特定日時15)	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示とした部分 開示請求者以外の氏名，メールアドレス（法14条2号ハに該当するものを除く。） ・不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法14条2号に該当するため不開示とした。
文書17 メール（件名：「Re：特定法人Bへの対応について」，送信日時：特定日時16)	無し（全部開示）
文書18 メール（件名：「FW：特定法人Bへの対応について」，送信日時：特定日時17)	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示とした部分 開示請求者以外の氏名，メールアドレス（法14条2号ハに該当するものを除く。） ・不開示とした理由 開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであり，法14条2号に該当するため不開示とした。